

高萩市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添付する図書)

**第2条** 規則41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書面（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築物調査機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの）に限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該書面
- (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
- (3) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本（当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第6条第5項の規定において構造計算適合性判定を要するものとされる部分が含まれている場合にあっては、副本2部）

(計画の通知)

**第3条** 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（様式第1号）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて行うものとする。

(認定申請の取下げ)

**第4条** 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本を市長に提出しなければなら

ない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（様式第3号）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請書の副本とともに申請をした者に返還するものとする。

（報告）

**第5条** 認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画の建築物の状況の報告を求められた場合は、状況報告書（様式第4号）に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の報告が認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事の完了に係るものであるときは、認定建築主は、工事完了報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（取消しの通知）

**第6条** 市長は、法第58条の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書（様式第6号）により認定建築主に通知するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条第1項関係）

様式第3号（第4条第2項関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）